

序章

本基準は、郡山市における一般会計、特別会計（地方自治法第 209 条第 1 項に定める一般会計及び特別会計をいう。ただし、地方公営企業法第 2 条の規定により地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける特別会計を除く。以下同じ。）の財務諸表を作成する際の基準を示したものである。

第 1 章 総則

1 基本的な考え方

(1) 複式簿記の記帳方法による財務諸表の作成

本基準は、複式簿記の記帳方法による正確な会計帳簿を通じて財務諸表を作成する際の基準を示すものである。

(2) 「費用」及び「収入」の概念

郡山市の行政活動は営利を目的としていないため、その成果を、企業会計でいう「費用」と「収益」の合理的な対応」という経済的因果関係でとらえて損益計算書を作成することは適当ではない。したがって、本基準においては、企業会計における「収益」という概念ではなく、郡山市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」とその財源としての「収入」という概念を用いて、両者の対応関係及びその差額を明らかにすることとした。

(3) 「費用」及び「収入」の計上基準

「費用」及び「収入」の計上基準として、現金主義ではなく、発生主義を採用する。したがって、「費用」及び「収入」は、現金の支出時点及び収入時点において計上されるのではなく、その取引や事象が当該会計期間に発生した時点において計上される。

なお、発生した時点とは、収入については調定時、費用については支出命令時とする。

(4) 「資産」及び「負債」の計上

貸借対照表には、郡山市が所有する財産（換金価値のある実物財産及び法的権利）及び郡山市が負担する法律上の債務だけでなく、退職手当引当金など発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上する。

2 財務諸表の体系

郡山市の財務諸表の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

3 基本的作成方法

財務諸表の作成に当たっては、公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成する。それ以後は、複式簿記による記帳方法を用いて正確な会計帳簿を継続し、期末に公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続を経て、財務諸表を作成する。

4 作成基準日

作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、会計年度末から地方自治法第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間（以下「出納整理期間」という。）における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

5 計数の単位

財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は円単位とする。ただし、必要に応じ百万円単位、億円単位等をもって表示することができる。

第2章 貸借対照表

1 作成目的等

(1) 作成目的

貸借対照表は、基準日時点における郡山市の資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

貸借対照表は、会計帳簿に記録された各勘定の残高のうち、資産勘定、負債勘定及び純資産勘定の次期繰越高を集計することにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」の3つの部に区分する。

また、資産項目と負債項目については一年基準にしたがって、基準日の翌日から1年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として区分する。

(2) 配列

配列については流動性配列法を採用する。

3 資産項目

資産については、現金預金、未収金、有形固定資産、無形固定資産、物品、投資その他の資産等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。

また、貸借対照表価額については取得原価を基本として算定するが、郡山市にはインフラ資産等企業会計にはない資産概念が存在することから、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法について別に定めることができる。

(1) 流動資産

ア 現金預金

現金預金とは、地方自治法第235条の4に定める普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）をさす。この場合、貨幣及び貨幣代用物のほか、歳計現金の保管形態としての金融機関への短期預金を含むため、一括して現金預金として表示する。

イ 未収金

年度末における調定額と収入額との差額をさす。「調定」とは、地方自治法第231条の規定に基づき、収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定する行為であり、この「調定」の段階で「収入」を認識する。

ウ 不納欠損引当金

未収金の不納欠損見込額を計上する。不納欠損見込額は、未収金計上金額に、過去の不納欠損実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

エ 基金積立金

財政調整基金及び減債基金のうち流動資産に区分されるものが該当する。

財政調整基金は、年度間の財源調整を図り、財政の健全な運用に資するために設けられるものである。その取崩に当たっては、用途が限定されず、比較的機動的な対応ができることから、財政調整基金は流動資産に掲記する。

また、減債基金のうち、1年以内に償還が予定されている地方債の償還の財源として充当されるものは、流動資産に掲記する。

オ 短期貸付金

貸付金のうち、流動資産に区分されるものが該当する。

カ 貸倒引当金

短期貸付金の回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、短期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

キ 棚卸資産

売却を目的として保有する資産を計上する。

ク その他流動資産

その他、上記以外の流動資産を計上する。ただし、金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

(2) 固定資産

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、物品、リース資産、建設仮勘定及び投資その他の資産に区分して表示するとともに、事業用資産及びインフラ資産は、各々を有形固定

資産及び無形固定資産に区分する。

また、固定資産の評価は原則として取得原価を基礎として算定する。

なお、償却資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額を掲記し、減価償却累計額は科目別に注記する。

ア 固定資産に属する科目

(ア) 事業用資産

a 有形固定資産 地方自治法第238条第1項各号に定める公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木又はその他有形固定資産に区分して掲記する（ただし、後述の②インフラ資産に属するものを除く。）。

b 無形固定資産 地方自治法第238条第1項各号に定める公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利並びにソフトウェアをさす。

(イ) インフラ資産

a 有形固定資産 地方自治法第238条第1項各号に定める公有財産のうち、道路、橋梁、公園等をいい、これらと一体となって機能する資産を土地、建物、工作物又はその他有形固定資産に区分して掲記する。

b 無形固定資産 インフラ資産の有形固定資産に関連する地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産及びこれらに準ずる権利並びにソフトウェアをさす。

(ウ) 物品

地方自治法第239条第1項に定める物品で郡山市が所有するもののうち、取得価額が50万円（美術品は300万円）以上のものが該当する。

(エ) リース資産

ファイナンス・リース取引におけるリース資産が該当する。

(オ) 建設仮勘定

建設又は製作途中にある事業用資産及びインフラ資産をいい、当該資産を取得するために要した支出の累計額を掲記する。

(カ) 投資その他の資産

a 有価証券及び出資金 公有財産のうち、国債、株式、出資証券等が該当する。有

価証券及び出資金は市場価格の有無にかかわらず、取得原価を貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のあるものについては、時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き時価を付す。

また、取引所の相場のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をなす。この強制評価減に係る評価差額については、当該年度の「特別費用」として処理する。

- b 公営企業会計出資金 公営企業会計に対する出資金(公営企業会計の繰入資本金)が該当する。
- c 長期貸付金 貸付金のうち、固定資産に区分されるものが該当する。
- d 貸倒引当金 長期貸付金の回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、長期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。
- e その他債権 地方自治法第240条に定める債権のうち、保証金、納付金、財産売払代金、損害賠償金等が該当する。
- f 基金積立金 基金のうち流動資産に該当するものを除く基金を掲記する。さらに内訳科目として、「減債基金」、「特定目的基金」及び「定額運用基金」に区分する。
- g その他投資等 その他、上記以外の投資等が該当する。

イ 固定資産の減価償却

- (ア) 事業用資産及びインフラ資産のうち償却資産については、原則として定額法により残存価額1円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。
- (イ) 無形固定資産である地上権、地役権、特許権、著作権等については、原則として減価償却を行わない。ソフトウェア、リース資産については、定額法により残存価額0円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。
- (ウ) 物品(美術品を除く)については、原則として定額法により残存価額1円まで減価償却を行う。耐用年数等は別途定める基準による。美術品については、原則として減価償却を行わない。

4 負債項目

負債については、還付未済金、地方債、借入金、引当金等を計上し、その形態を表す科目によって表示する。

(1) 流動負債

ア 還付未済金

過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったものをいう。

イ 地方債

地方債のうち、翌会計年度の償還予定額が該当する。また、減債基金相当額は控除しないものとする。

ウ 短期借入金

1年以内に返済予定の借入金が該当する。

エ 未払金

会計年度末までに支払義務が発生したが、その支払いが当該年度内に終了していないもののうち、還付未済金を除くものが該当する。

オ 賞与引当金

翌会計年度に支払われる予定の期末手当、勤勉手当等のうち、当期の負担に属するものが該当する。

カ リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、翌会計年度に支払期限が到来するものを計上する。

キ その他流動負債

流動負債のうち上記以外のものが該当する。

(2) 固定負債

ア 地方債

流動負債に属する地方債を除く地方債を計上する。また、減債基金相当額は控除しないものとする。

イ 長期借入金

借入金のうち、短期借入金を除いたものを計上する。

ウ 退職手当引当金

基準日において、在籍する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当支給

見込額を計上する。なお、退職手当引当金の計上基準について注記する。

エ その他引当金

その他の引当金が該当する。

オ リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に属するリース債務を除くリース債務が該当する。

カ その他固定負債

その他の固定負債が該当する。ただし金額的に重要性があるものについては独立の科目で表示する。

5 純資産

純資産とは、貸借対照表における資産総額と負債総額の差額をさす。「純資産」は単一の科目として計上し、内訳表示は行わないが、前年度末からの増減額を、「(うち当期純資産増減額)」として、「純資産」の末尾に記載する。

6 貸借対照表の標準的な様式

貸借対照表の標準的な様式は別紙1のとおりとする。

第3章 行政コスト計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

行政コスト計算書は、一会計期間における郡山市の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係、及びその両者の差額(以下「収支差額」という。)を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

行政コスト計算書は、複式簿記による記帳方法により、現金に係る収支の記録を資本取引あるいは損益取引に区分していくことにより作成する。また、発生主義により把握する減価償却費、引当金等の非現金取引を、複式簿記の記帳方法により加減することによって「費用」及び財源としての「収入」を算定して作成する。

2 作成基準

(1) 区分

行政コスト計算書は、通常の活動から発生する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する「特別収支の部」とに区分する。「通常収支の部」は、さらに「行政収支の部」と「金融収支の部」とに区分する。

(2) 科目

行政コスト計算書の科目は、日々の予算執行における仕訳を基礎とすることから、費用については郡山市における予算の性質別区分に準じて設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

3 計上する項目

(1) 通常収支の部のうち行政収支の部

ア 行政収入

- | | |
|-------------|---|
| (ア) 地方税 | 市税が該当する。 |
| (イ) 地方譲与税 | 地方譲与税が該当する。 |
| (ウ) 地方特例交付金 | 地方特例交付金が該当する。 |
| (エ) その他交付金等 | 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国 |

有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金が該当する。

- (オ) 地方交付税 地方交付税が該当する。
- (カ) 保険料 国民健康保険特別会計における国民健康保険税、介護保険特別会計における介護保険料及び後期高齢者医療特別会計における後期高齢者医療保険料が該当する。
- (キ) 国庫支出金 国庫支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの(直接行政サービスに要した経費及び他の区分(社会資本整備等投資活動及び財務活動)に属さない支出に充当される財源としての収入をさす。以下同じ。)が該当する。
- (ク) 県支出金 県支出金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。
- (ケ) 分担金及び負担金 分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険特別会計の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険特別会計の支払基金交付金が該当する。
- (コ) 事業収入(特別会計) 特別会計における重要な事業収入が該当する。
- (サ) 使用料及び手数料 使用料及び手数料が該当する。
- (シ) 財産収入 財産貸付収入等が該当する。
- (ス) 諸収入(受託事業収入) 受託事業収入が該当する。
- (セ) 諸収入 収益事業収入、物品売払代金等が該当する。
- (ソ) 寄附金 寄附金等が該当する。
- (タ) 繰入金 他会計からの繰入金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する
- (チ) その他行政収入 上記以外の行政収入が該当する。

イ 行政費用

- (ア) 人件費 給料、職員手当、共済費、賃金が該当する。
- (イ) 物件費 旅費、需用費、役務費、委託料等が該当する。
ただし、下記に定める維持補修費、扶助費、補助費等及び投資的経費(資産の形成または、負債の減少につながるもの)に属するものを除く。

- (ウ) 維持補修費 維持補修費が該当する。ただし、施設の増改築等資産価値を増加させ、又は耐用年数を増加させるものは含まず、それらは資産計上される。
- (エ) 扶助費 扶助費が該当する。生活扶助や医療扶助等、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、郡山市から被扶助者に対して直接支給される経費をさす。
- (オ) 補助費等 補助費等が該当する。他会計、他団体、公営企業等に対する負担金、補助金及び交付金等のうち、郡山市の資産の形成につながらないものを計上する。
- (カ) 繰出金 公営企業会計や他会計に対する繰出金が該当する。
- (キ) 減価償却費 償却性資産の減価償却費を計上する。
- (ク) 不納欠損引当金繰入額 「不納欠損引当金」の当期発生額を計上する。
- (ケ) 貸倒引当金繰入額 「貸倒引当金」の当期発生額を計上する。
- (コ) 賞与引当金繰入額 「賞与引当金」の当期発生額を計上する。
- (サ) 退職手当引当金繰入額 「退職手当引当金」の当期発生額を計上する。
- (シ) その他引当金繰入額 「その他引当金」の当期発生額を計上する。
- (ス) その他行政費用 上記以外の行政費用を計上する。

(2) 通常収支の部のうち金融収支の部

ア 金融収入

- (ア) 受取利息及び配当金 市預金利子、株式配当金等が該当する。

イ 金融費用

- (ア) 公債費（利子） 地方債の支払利息が該当する。
- (イ) 借入金利子等 短期借入金利子もしくは長期借入金に対する利子等が該当する。

(3) 通常収支差額 行政収支の差額と金融収支の差額の合計額をさす。

(4) 特別収支の部

ア 特別収入

- (ア) 固定資産売却益 固定資産（有価証券及び出資金を除く。）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を上回る額が該当する。
- (イ) その他特別収入 有価証券及び出資金の売却益、引当金の当期取崩益、災害復旧事業に充当される国庫支出金等が該当する。

イ 特別費用

- (ア) 固定資産売却損 固定資産（有価証券及び出資金を除く。）の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を下回る額が該当する。
- (イ) 固定資産除却損 固定資産を除却した場合に、除却直前の帳簿価額全額及び固定資産撤去に係る費用を計上する。
- (ウ) 災害復旧費 災害復旧に関する費用を計上する。
- (エ) 不納欠損額 当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分等を計上する。
- (オ) 貸倒損失 当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上する。
- (カ) その他特別費用 上記以外の特別費用を計上する。
- (5) 特別収支差額 特別収入と特別費用の差額をさす。
- (6) 当期収支差額 通常収支差額と特別収支差額との合計額をさす。
- (7) 一般財源充当調整 一般財源を収入した部局において当該一般財源相当額を減額するため及び各部局の行政サービス活動において投入された一般財源の額を計上するために設けられた科目である。
- (8) 一般会計繰入金 「一般会計繰入金」は、特別会計が行政サービス活動及び一般会計繰出金の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。
- (9) 一般会計繰出金 「一般会計繰出金」は、特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計に繰り出した額を計上する。
- (10) 再計 当期収支差額と、一般財源充当調整並びに一般会計繰入金及び一般会計繰出金に係る調整を行った後の金額を計上する。

4 行政コスト計算書の標準的な様式

行政コスト計算書の標準的な様式は別紙2のとおりとする。

第4章 キャッシュ・フロー計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各作成単位における区分別の収支の状況を報告することを目的として作成する。

(2) 作成方法

キャッシュ・フロー計算書は、原則として、官庁会計方式による日々の現金収支を「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」の3区分に並べ替えることにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分

キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「社会資本整備等投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

ア 「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローとは、郡山市が直接行政サービスを行うために要した経費（郡山市の資本形成に寄与するものを除く。）のほか、他の区分（後述の②社会資本整備等投資活動及び③財務活動）に属さない支出並びに税金、国庫支出金（社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く。）、県支出金（社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く。）、業務収入及び金融収入等の現金収入をさす。

イ 「社会資本整備等投資活動」によるキャッシュ・フローとは、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、現金同等物に含まれない貸付金及び出資金等の投資の取得及び売却並びに基金への繰出及び繰入等に係る現金収入及び支出をさす。

ウ 「財務活動」によるキャッシュ・フローとは、外部からの資金の調達及びその償還に係る現金収入及び支出をさす。

なお、行政サービス活動及び社会資本整備等投資活動を総称して行政活動と呼ぶ。

(2) 科目

キャッシュ・フロー計算書に掲記する科目は、日々の予算執行による現金の収支の流れが基本となることから、支出については郡山市における一般会計予算の性質別に準じた科目を設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定する。

3 計上する項目

(1) 行政サービス活動

ア 収入

- (ア) 税収等 地方税、地方譲与税、地方特例交付金、その他交付金等、地方交付税が該当する。
- (イ) 国庫支出金 国庫支出金(行政サービス活動に充当されるもの)が該当する。
- (ウ) 県支出金 県支出金(行政サービス活動に充当されるもの)が該当する。
- (エ) 業務収入その他 保険料並びに分担金及び負担金(行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険特別会計の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険特別会計の支払基金交付金)並びに事業収入(特別会計)並びに使用料及び手数料並びに財産収入並びに諸収入(受託事業収入)並びに諸収入並びに寄附金並びに繰入金(行政サービス活動に充当されるもの)が該当する。
- (オ) 金融収入 受取利息及び配当金が該当する。
- (カ) 特別収入 災害復旧事業収入(資産計上されないもの)が該当する。

イ 支出

- (ア) 行政支出 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び繰出金(資産計上されないもの)が該当する。
- (イ) 金融支出 公債費(利子)、借入金利子等が該当する。
- (ウ) 特別支出 災害復旧事業支出(資産計上されないもの)が該当する。

ウ 行政サービス活動収支差額

行政サービス活動の部の収入と支出との差額をさす。

(2) 社会資本整備等投資活動

ア 収入

- (ア) 国庫支出金等 国庫支出金(社会資本整備等投資活動に属するもの)、県支出金(同)、分担金及び負担金(同)、繰入金等(同)が該当する。
- (イ) 財産収入 財産売払収入(同)が該当する。
- (ウ) 基金繰入金 基金繰入金(同)が該当する。
- (エ) 貸付金元金回収収入等 事業収入(貸付金元金回収収入)及び諸収入(同)が該当

する。

(オ) その他社会資本整備等投資活動収入 上記以外の収入が該当する。

イ 支出

(ア) 社会資本整備支出 物件費（社会資本等投資活動に属するもの）及び投資的経費が該当する。

(イ) 基金積立金 基金積立金が該当する。

(ウ) 貸付金・出資金等 貸付金、繰出金（他会計）、出資金等が該当する。

ウ 社会資本整備等投資活動収支差額

社会資本整備等投資活動の部の収入と支出との差額をさす。

(3) 行政活動キャッシュ・フロー収支差額

行政サービス活動収支差額と社会資本整備等投資活動収支差額との合計額をさす。

(4) 財務活動

ア 収入

(ア) 地方債 地方債発行による収入をさす。

(イ) その他の収入 上記以外の収入をさす。

イ 支出

(ア) 公債費（元金） 地方債の元本償還による支出をさす。

(イ) 借入金（元金） 借入金の元本返済による支出をさす。

(ウ) リース債務返済 リース債務返済のための支出をさす。

(エ) その他の支出 上記以外の支出をさす。

ウ 財務活動収支差額

財務活動の部の収入と支出との差額をさす。

(5) 収支差額合計

行政活動収支差額と財務活動収支差額との合計をさす。

(6) 一般財源充当調整

一般財源を収入した部局において、当該一般財源相当額を減額するため及び一般財源を充当するために設けられた科目である。充当の内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける充当額を記載する。

(7) 一般会計繰入金

一般会計繰入金を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける金額を記載する。

(8) 一般会計繰出金

一般会計繰出金を掲記する。内訳として、行政サービス活動、社会資本整備等投資活動及び財務活動それぞれにおける金額

を記載する。

(9) 前年度からの繰越金 前年度からの繰越金をさす。現金預金の期首残高に相当する。

(10) 形式収支 (5)「収支差額合計」と(6)「前年度からの繰越金」との合計額をさす。

4 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は別紙3のとおりとする。

第5章 純資産変動計算書

1 作成目的等

(1) 作成目的

純資産変動計算書は、一会計期間における貸借対照表の純資産の部の項目の変動状況を明らかにすることを目的として作成する。

(2) 作成方法

純資産変動計算書は、純資産の項目ごとの変動状況を、変動要因ごとに区分することにより作成する。

2 作成基準

(1) 区分

純資産の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動要因ごとにその金額を表示する。

(2) 変動要因

固定資産等の増減、地方債等の増減、その他内部取引による増減及び当期収支差額に区分して表示する。

3 計上する項目

(1) 開始残高相当

本基準に準拠して作成された平成27年度期首の貸借対照表作成時に、その性質又は発生原因を明確にすることができないものが該当する。

(2) 国庫支出金

国庫支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせず純資産に直接加算するものとする。

(3) 県支出金

県支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせず純資産に直接加算するものとする。

(4) 負担金及び繰入金等

負担金及び繰入金等のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせず純資産に直接加算するものとする。

る。

(5) 受贈財産評価額

無償で受け入れた資産は、行政コスト計算書上の収入とせずに純資産に直接加算するものとする。

(6) 内部取引勘定（会計別財務諸表においては、「会計間取引勘定」と読み替えるものとする。）

会計間又は部局間で、固定資産の所管換等、勘定科目の金額の異動があった場合、移し換える勘定科目の相手科目として計上する。

(7) 一般財源充当調整額

各部局の社会資本整備等投資活動又は財務活動において投入された一般財源の額を計上する。

(8) 一般会計繰入金

特別会計が、社会資本整備等投資活動又は財務活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上する。

(9) その他剰余金

純資産のうち上記に分類されない科目が該当する。

4 純資産変動計算書の標準的な様式

純資産変動計算書の標準的な様式は別紙4のとおりとする。

第6章 注記

郡山市の財務諸表には、以下の事項を注記として記載するものとする。

1 重要な会計方針

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、理由及び当該の変更が財務諸表に与えている影響の内容
- (2) 表示方法を変更した場合には、その内容
- (3) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

3 重要な後発事象

会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財務状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 主要な業務の改廃
- (2) 組織・機構の大幅な変更
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
- (4) 重大な災害等の発生
- (5) その他重要な後発事象

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

- (1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの
- (2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの
- (3) その他主要な偶発債務

5 追加情報

財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

- (1) 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨及び出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- (2) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
- (3) 繰越事業に係る将来の支出予定額
- (4) 一時借入金等の実績額等
- (5) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

6 その他

(1) 貸借対照表関係

- ア 固定資産の減価償却累計額
- イ 有価証券及び出資金及び貸付金の内訳
- ウ 地方債及び借入金の償還予定額
- エ その他定める事項

(2) 行政コスト計算書関係

- ア 収入科目の内容及び計上基準
- イ その他定める事項

(3) キャッシュ・フロー計算書関係

- ア 財務活動における地方債収入の内訳
- イ 行政コスト計算書の当期収支差額と、キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との差額の内訳
- ウ その他定める事項

(4) 純資産変動計算書関係

- ア 純資産の変動に重大な影響を及ぼす財産の移管等
- イ その他定める事項

第7章 附属明細書

財務諸表の内容を補足するため、有形固定資産及び無形固定資産附属明細書等必要な附属明細書を作成する。

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書の標準的な様式は、別紙5のとおりとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日より施行する。

貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金		還付未済金	
未収金		地方債	
不納欠損引当金		短期借入金	
基金積立金		未払金	
財政調整基金		賞与引当金	
減債基金		リース債務	
短期貸付金		その他流動負債	
貸倒引当金		II 固定負債	
棚卸資産		地方債	
その他流動資産		長期借入金	
II 固定資産		退職手当引当金	
1 事業用資産		その他引当金	
1 有形固定資産		リース債務	
土地		その他固定負債	
建物			
工作物			
立木			
その他有形固定資産			
2 無形固定資産			
地上権			
ソフトウェア			
その他無形固定資産			
2 インフラ資産			
1 有形固定資産			
土地			
建物			
工作物			
その他有形固定資産			
2 無形固定資産			
地上権			
ソフトウェア			
その他無形固定資産			
3 物品			
4 リース資産			
5 建設仮勘定			
6 投資その他の資産			
有価証券及び出資金			
公営企業会計出資金			
長期貸付金			
貸倒引当金			
その他債権			
基金積立金			
減債基金			
特定目的基金			
定額運用基金			
その他投資等			
		負債の部合計	
		純資産の部	
		純資産	
		(うち当期純資産増減額)	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

行政コスト計算書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

科 目	金額(円)
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金等	
地方交付税	
保険料	
国庫支出金	
県支出金	
分担金及び負担金	
事業収入(特別会計)	
使用料及び手数料	
財産収入	
諸収入(受託事業収入)	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
その他行政収入	
2 行政費用	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
繰出金	
減価償却費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及び配当金	
2 金融費用	
公債費(利子)	
借入金利子等	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
1 特別収入	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
不納欠損額	
貸倒損失	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	
一般財源充当調整	
一般会計繰入金	
一般会計繰出金	
再計(一般財源調整及び一般会計繰入金繰出金調整後)	

キャッシュ・フロー計算書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

別紙 3

科目	金額(円)
I 行政サービス活動	
税収等	
地方税	
地方譲与税	
地方特例交付金	
その他交付金等	
地方交付税	
国庫支出金	
県支出金	
業務収入その他	
保険料	
分担金及び負担金	
事業収入(特別会計)	
使用料及び手数料	
財産収入	
諸収入(受託事業収入)	
諸収入	
寄附金	
繰入金	
金融収入	
受取利息及び配当金	
特別収入	
災害復旧事業収入	
行政支出	
人件費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
繰出金	
金融支出	
公債費(利子)	
借入金利子等	
特別支出	
災害復旧事業支出	
行政サービス活動収支差額	

科目	金額(円)
II 社会資本整備等投資活動	
国庫支出金等	
国庫支出金	
県支出金	
分担金及び負担金	
繰入金等	
財産収入	
財産売却収入	
基金繰入金	
財産調整基金	
減債基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金元金回収収入等	
その他社会資本整備等投資活動収入	
社会資本整備支出	
物件費	
投資的経費	
基金積立金	
財政調整基金	
減債基金	
特定目的基金	
定額運用基金	
貸付金・出資金等	
貸付金	
繰出金(他会計)	
出資金等	
社会資本整備等投資活動収支差額	
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	
III 財務活動	
財務活動収入	
地方債	
その他の収入	
財務活動支出	
公債費(元金)	
借入金(元金)	
リース債務返済	
その他の支出	
財務活動収支差額	
収支差額合計	
一般財源充当調整	
行政サービス活動	
社会資本整備等投資活動	
財務活動	
一般会計繰入金	
行政サービス活動	
社会資本整備等投資活動	
財務活動	
一般会計繰出金	
行政サービス活動	
社会資本整備等投資活動	
財務活動	
前年度からの繰越金	
形式収支	

純資産変動計算書

別紙 4

自 平成 年 月
至 平成 年 月

金額(円)

	純資産									合 計
	開始 残高 相当	国庫 支出 金	県 支 出 金	負 担 金 及 び 繰 入 金 等	受 贈 財 産 評 価 額	内 部 取 引 勘 定	一 般 財 源 充 当 調 整 額	一 般 会 計 繰 入 金	そ の 他 剩 余 金	
前期末残高										
当期変動額										
	固定資産等の増減									
	地方債等の増減									
	その他内部取引									
	当期収支差額									
当期末残高										

※「内部取引勘定」は、会計別財務諸表では、「会計間取引勘定」と読み替えるものとする。

有形固定資産及び無形固定資産附属明細書

別紙 5

区分	前期末残高(円)	当期増加額(円)	当期減少額(円)	当期末残高(円)	当期末減価償却 累計額(円)	当期減価償却費(円)	差引当期末残高(円)
事業用資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
立木							
其他有形固定資産							
小計							
無形固定資産							
地上権							
ソフトウェア							
其他無形固定資産							
小計							
インフラ資産							
有形固定資産							
土地							
建物							
工作物							
其他有形固定資産							
無形固定資産							
地上権							
ソフトウェア							
其他無形固定資産							
小計							
計							